

山梨県公報

第三百五十三号

令和五年

二月十三日

月 曜 日

目次

告示

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数 ……六一

公告

○清算人の退任 ……六一
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(二件) ……六二

告示

山梨県告示第三十七号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数、次のとおり定め、令和五年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数(令和四年山梨県告示第二十七号)は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 ○・七
- 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 一・〇
一三三〇一五二五二八三
- 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数 一・〇
三二九四七二三五八五三二六
- 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数 一・〇
二四〇二〇四四三二二八

公告

- 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九九九六〇
- 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七
- 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数 一・〇四九五七七三二七〇二三八
- 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数 ○・九九九九九九三三二一六四
- 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数 ○・七

● 清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散した猿橋土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

令和五年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	退任年月日
小林 肇	大月市猿橋町藤崎千四十八番地五	令和四年十二月二十五日
金井 信	大月市猿橋町藤崎六百八番地	同
安藤 好信	大月市猿橋町猿橋千七百六十四番地一	同
椛本 清一	大月市猿橋町藤崎三百六十二番地	同
藤本 正造	大月市猿橋町藤崎四百七十番地	同
杉本 勝晴	大月市猿橋町藤崎五百七十六番地	同

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（上岩下西部地区畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月十四日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所及び笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年三月二十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年八月十四日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業月見が池地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月十四日まで
- 三 縦覧場所 上野原市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年三月二十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年八月十四日まで